

宗像市立学校空調設備整備事業

入札説明書等に関する意見・質問書に対する回答

意見 質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	入札説明書	P2	第2-1-(4)	具体的な業務の内容及び詳細については要求水準書を参照くださいとありますが、ここで指す要求水準書とは前回公表の要求水準書(案)のことでしょうか。また、別途要求水準書として提示されますでしょうか。その場合、いつ頃となりますでしょうか。時期によっては、事業スケジュールに見直しが考えられるのでしょうか。	要求水準書を速やかに公表します。
2	入札説明書/ 事業契約書	P3/P22	第2-(4)-2エ/第5-2	引き渡し後、順次所有権を移転した場合、各学校によってそれぞれ維持管理期間の開始時期が異なるため、各学校によって維持管理のサービス対価が異なるという解釈でよろしいかご教示ください。	原則、ご指摘の理解の通りですが、合理的な取扱いを十分に考慮してください。
3	入札説明書	P5	第3-1-(2)	SPCから直接業務を受託する場合、SPCに対する出資を伴わなくとも構成企業となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	入札説明書	P5	第3-1-(2)-(オ)	SPCから直接業務を受託することができるのは、原則として構成企業としますと記載がございますが、原則に該当しない場合は、どのような状況を想定されていますか。御教示ください。	No3を参考ください。
5	入札説明書	P7	第3-2-(2)-ウ	維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できることとありますが、維持管理期間開始までに資格者確認書類提出時に記載した資格者が変更となった場合は、変更が可能かご教示ください。	原則として、合理的な理由により、市が認めた場合とします。
6	入札説明書	P16	第7-3-(1)	設計・施工のサービス対価について、本事業の入札説明書では以下の通りとなっていますが、通常の宗像市発注工事と同様、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件に、前払金を支出することは可能でしょうか。 前払金の支出により、本事業の適切な施工や運営の確保、費用の縮減が見込まれ、資金調達の負担が軽減されることで、地元企業の積極的な事業参画を促す効果も期待できます。 【入札説明書/一部抜粋】 設計・施工等のサービス対価については、国庫補助金と市債による一部充当を予定しており、設計・施工等のサービス対価のうち一括支払分として、初年度に設計・施工等のサービス対価(うち割賦手数料を除く)の4分の3を、市が完成確認書を交付した後、事業者からの請求を受けてから40日以内に一括して支払います。	PFI事業の趣旨や特徴より、特に想定しておりません。
7	入札説明書	P16	第7-3-(1)-イ	設計・施工等のサービス対価の割賦額の支払時期について、「以後、4月(前年度10月から3月までの分)と10月(4月から9月までの分)の年2回、計25回の元利均等払いにて分割して支払います。」とありますが、様式8-5では支払時期が5月と11月とされており、どちらが正しいかご教示ください。	モニタリングの有効性や専務手続きの円滑性を考慮し、5月と11月を基本的な取扱いとします。
8	入札説明書	P17	第7-3-(4)	割賦支払分の計算に係る詳細規定について、平成30年度税制改正により、長期割賦販売等の延滞基準が撤廃されたため、支払割賦手数料は割賦で支払われる設計・施工等のサービス対価の消費税相当額に対する金融機関等からの借り入れに係る金利分も含めて計算する必要がありますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、計算も含め、合理的な取扱いであることを十分説明するものとしてください。
9	入札説明書	P20	第8-3	事業契約を締結する上で、市との協議において業務内容が提案書の内容より変更となる場合、見積額の変更を検討するという解釈でよろしいかご教示ください。	ご指摘の点は合理的な理由があり市が認めた場合になりますが、原則は想定していません。
10	基本協定書 (案)	P6	第10条	本事業の遂行を目的とする事業予定者の設立にあたって、事業予定者の本店所在地等に指定はないとの理解で宜しいでしょうか。	地域への貢献を考慮してください。
11	事業契約書 (案)			明確化の為、各条に「第●●条」の追記をいただけないでしょうか。	追記しております。
12	事業契約書 (案)	P1	第1-第1条-(4)	点検対象設備の具体的な維持管理業務についてご教示ください。また、モニタリングの対象となるかご教示ください。	要求水準書記載のとおりです。モニタリングの対象とはなりません。
13	事業契約書 (案)	P1	第1-第1条-(7)	要求水準書とは、要求水準書(案)のことでしょうか。	No.1を参照ください。
14	事業契約書 (案)	P2	第1-1-(18)	本事業に直接関係する法令に該当しない、法人税その他の税制でその他の税制とは、具体的にどのような税制を想定されているかご教示ください。	具体的に想定しておりません。
15	事業契約書 (案)	P8	第15条第5項・第6項	「乙が、施工企業(第6項では維持管理企業)をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保証証券を甲に提出したとき…」とありますが、乙自身が甲を被保険者とする履行保証保険に加入することでもよろしいでしょうか。	原則として、合理的な理由により、市が認めた場合とします。

意見質問No	資料名	頁	項目	内容	回答
16	事業契約書(案)	P19	第4-4-第35条及び第36条	工期又は供用開始時の延長変更があった場合、サービス対価はどのような扱いとなるかご教示ください。	合理的な変更理由であり、理由に応じた取扱いとなります。
17	事業契約書(案)	P21	第4-4-第39条-(1)	新規設備の瑕疵期間は平成44年3月31日までと対象となる瑕疵についての第1章第1条において定義をご教示ください。また、当該瑕疵の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認める場合とは、どういった事象が想定されるかご教示ください。	瑕疵については、契約書一般に使われる言葉であるため、別段の定義は定めません。
18	事業契約書(案)	P22	第4-4-第40条-(2)	瑕疵の定義において故意又は重大な過失とは具体的にご教示ください。	故意又は重大な過失については、契約書一般に使われる言葉であるため、別段の定義は定めません。
19	事業契約書(案)	P23	第6-1-第43条	新規設備のうち受電設備は維持管理業務の対象には含まれないものとするありますが、要求水準書(案)P29、30では設置年度における保安管理費用の増加分は事業者の負担とするが、翌年度からの費用は市の負担とすると明記されています。これは、事業者では点検は実施しないが、更新に伴うデマンド増加等による費用の増加分を初年度のみ負担するという解釈でよろしいかご教示ください。	ご理解の通りです。
20	事業契約書(案)	P24	第6-2-第45条-1	故障等での対応について、離島は天候等により調査を遅くとも翌日までに実施できない場合の措置については考慮いただけますかご教示ください。	原則として、合理的な理由により、市が認めた場合とします。
21	事業契約書(案)	P26	第8-第50-4	新規設備の性能が維持管理業務に係る業務水準を客観的に満たしていないとは具体的にどのような状態かご教示ください。	新規設備の性能が要求水準書記載の業務水準に達していない場合を指します。
22	事業契約書(案)	別紙P1,2	別紙P1,2	対象室の種類の違いによって、設定される条件(運転時間、運転期間、室内温度)及ぶ性能基準は同一であるかご教示ください。また、それぞれ設定される場合はご教示ください。	設定される条件は同一として扱うものとします。
23	事業契約書(案)	別紙P15	4-(1)	事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち4校または5校の対象室の一部の測定を行うとありますが、要求水準書(案)には、2校の3割程度となっています。どちらが正でしょうか。また、事業年度によって対象校の指定は変わるという解釈でよろしいかご教示ください。	要求水準書を正としてお願いします。なお、対象校の指定は委託期間内に全校を確認するという趣旨を反映した形とご理解ください。
24	事業契約書(案)	別紙P15	4-(2)	維持管理に関する記録として例示されている項目だけに限られるものではないと明記されていますが、例えば、フロン排出抑制法に基づく簡易点検は含まれますでしょうか。また、含まれる場合、新規設備及び既存設備の点検も必要となりますでしょうか。	既存設備、新規設備に関わらず、法規制による必要点検は含まれます。
25	様式集		様式8-2	様式8-2 受電容量計画表のうち現状変圧器の最大電流値の欄が空欄になっております。各校の最新実績値を各変圧器ごとに御示下さい。	追加資料として、参考図書と同様の形で提供します。
26	様式集		様式8-2	様式8-2 受電容量計画表のうち現状受電容量の欄が空欄になっておりますので数値を御示下さい。	追加資料として、参考図書と同様の形で提供します。
27	要求水準書(案)	P8	1基本事項(1)業務の範囲ア(ア)	各対象校の一般平面図及び配置図はCADデータをご提供頂く記載がありますが下記各校につきまして入札説明書P11〇貸与する参考図書にはございませんでしたのでご提供を御願いします。 ・大島学園: 平面図の一部 ・河東小: 配置図、平面図 ・自由が丘小: 配置図 ・玄海東小: 配置図、平面図 ・地島小: 配置図	参考図書として提供します。
28	要求水準書(案)	P13	第2-3-(1)	各校のデマンド監視装置及びデマンドコントローラーの整備状況(有無)をご教示下さい。デマンド監視装置は受電メータ(買電)のみの電力量を監視すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。またデマンド制御は無しで考えてよろしいでしょうか。	モニタリングの有効性を考慮し、デマンド監視および制御装置の取扱いをご提案ください。
29	要求水準書(案)	P15	第2-3-(4)	各学校の既設キューピクル変圧器の負荷使用状況を御教示下さい。 例) 変圧器1Φ100kVAに対して65kVA程度(35kVA余裕有り) 変圧器3Φ200kVAに対して150kVA程度(50kVA余裕有り) 等	追加資料として、参考図書と同様の形で提供します。
30	要求水準書(案)	P33	別紙1	地島小学校全体、大島学園の給食棟の電気は低圧引込みになっています。現在の電力使用状況、各々の契約電力や予定期間の電力量を御教示ください。電灯・動力各50kVAを超えると高圧引込に変更(キューピクル必要)になる恐れがあります。 例) 低圧電灯 1Φ30kVA 低圧動力 3Φ20kVA 等	参考図書として提供します。
31	要求水準書(案)	P11	第2-3-(1)-ア(ア)	冷媒管の保温は製造者の標準仕様とし、露出部分は保温化粧ケース内に収めてもよい、とあります。収める場合は室内・外ともにラッピングなどでもよろしいでしょうか。	不可とします。

意見質問No	資料名	頁	項目	内容	回答
32	落札者決定基準	P3	第1-7-(2)	「委員会が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならない」について、可能な範囲では検討致しますが、増額となる事項については、貴市より増額費用をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、合理的な理由により、市が認めた場合とします。
33	共通			対象教室が現地調査では目的の異なる部屋であったりと、対象教室について配布資料と実際とで齟齬が発見されております。このままでは対象教室がわからず設計・積算ができないため、対象教室の確定をいただけないでしょうか。	参考図書として提供します。
34	共通			提案書提出後、対象教室の変更・増加により事業費の増加が見込まれる場合、市の事由によるものとして市のリスクとしていただけるのでしょうか。御教示下さい。	原則として、合理的な理由により、市が認めた場合とします。
35	共通			現地調査時に現地職員から「この部屋(対象外教室)にも空調を導入してほしい」といった公表資料記載外の要望が出ていました。この要望に応える場合、追加要求にあたるため費用の増加が見込まれます。事業者としては公表資料をもとに実施計画を策定するということでおよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	共通			室外機はペランダ又はバルコニー設置可能と考えて宜しいでしょうか。 また、ペランダに室外機設置の場合、通路の確保はどの程度確保できればよろしいでしょうか。	原則、ペランダ・バルコニーへの設置は不可とします。但し、構造検討等により軸体の安全性が確保され、行政の承認が得られた場合はこの限りではありません。
37	共通			本事業の設計・施工期間中における、対象校の別途工事の発注予定があれば対象校をご教示ください。	現時点では、河東中学校の管理棟・普通教室棟・特別教室棟の大規模改修工事を予定しております。
38	共通			現場に常駐することが必須の有資格者の配置について、該当有資格者の人事異動・退職等により、やむを得ず変更が必要となる場合どのような対応すればよろしいでしょうか。御教示よろしくお願い致します。	合理的な取扱いをご提案ください。
39	別紙1			需要場所等一覧表に受電電力(kW)が記載ありますが、どのような容量かをご教示ください。(トランク合計容量では無いようです)	追加資料として、参考図書と同様の形で提供します。